

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則..... (行政改革課)	1
○北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然環境課)	4
○北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則..... (福祉援護課)	5
○北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則..... (道立病院管理局)	5
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則..... (農業支援課)	5
○風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	9
○北海道財務規則の一部を改正する規則..... (出納局総務課)	9

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	11
---------------------------------	----

規 則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第91号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成3年北海道規則第50号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則

第1条中「信託法」を「公益信託二関スル法律」に、「第66条」を「第1条」に、「の引受けの」を「に係る」に改める。

第2条の見出しを「(公益を目的とする信託の許可)」に改め、同条中「第68条の規定により公益信託の引受け」を「第2条第1項」に、「別記第1号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて」を「次に掲げる書類を添えた申請書を」に改め、同条第3号中「信託財産」の次に「に属する財産」を加え、同条第4号中「となるべき者及び」を「(信託法(平成18年法律第108号)第2条第4項に規定する委託者をいう。以下同じ。)となるべき者及び」に、「となるべき者の履歴書、身分証明書及び印鑑証明書(委託者となるべき者又は受託者となるべき者)」を「(同条第5項に規定する受託者をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(以下「履歴書」という。)(それらの者)に改め、「登記事項証明書、印鑑証明書」を削り、同条第5号中「身分証明書、印鑑証明書」及び「登記事項証明書、印鑑証明書」を削り、同条第6号中「身分証明書、印鑑証明書」を削り、同条第7号中「引受け当初の事業年度及び翌事業年度(事業年度)を「信託の引受けが行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度)に、「引受け後」を「信託の引受け後」に改める。

第3条中「公益信託の引受けを許可された」を「法第2条第1項の許可を受けた」に改める。

第4条から第6条までの規定中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第7条の見出しを「(信託の変更に係る書類の提出)」に改め、同条第1項中「第70条の規定による信託条項の変更を求めようとするときは、別記第2号様式の申請書に」を「第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、」に改め、「添えて」を削り、同項第1号及び第2号中「信託条項」を「信託」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「信託条項」を「信託」に改める。

第8条から第12条までを次のように改める。

(信託の変更の許可の申請)

第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更案及び新旧対照表
- (2) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (3) 信託の変更をする根拠となる信託法の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合(信託法第2条第10項に規定する信託の併合をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、次に掲げる

書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (2) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- (3) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
- (5) 信託の併合が行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、信託の併合後2年間）の事業計画書及び収支予算書
- (6) 第2条第3号、第5号及び第6号に掲げる書類
（吸収信託分割の許可の申請）

第10条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割（信託法第2条第11項に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (2) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (3) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類
（新規信託分割の許可の申請）

第11条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割（信託法第2条第11項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (2) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (3) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
- (5) 新規信託分割が行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、新規信託分割後2年間）の事業計画書及び収支予算書
- (6) 第2条第3号、第5号及び第6号に掲げる書類
（受託者の辞任の許可の申請）

第12条 受託者は、法第7条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる

書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。）の状況を記載した書類
- (3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
第17条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。
（申請書等の様式）

第31条 この規則に定める申請書及び報告書の様式は、知事が別に定める。

第16条の見出しを「（公益信託終了の報告等）」に改め、同条中「別記第9号様式の報告書に次に掲げる書類を添えて」を「信託の終了事由を記載した書類を」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- (2) 信託の清算終了時における財産目録
- (3) 残余財産の処分に関する書類
第16条を第29条とする。

第15条第1項中「第67条及び第69条第1項」を「第3条及び第4条第1項」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「別記第8号様式」を「別記様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、法第3条及び第4条第1項の規定により、前項の検査の結果、公益信託の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認められるときは、受託者に対し、財産の供託その他の処分を命ずることができる。

第15条を第28条とする。

第14条中「その信託事務」を「信託事務」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 委託者又はその相続人、受託者及び信託管理人の履歴書（これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びに運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書

第14条第3号中「許可」を「公益信託に係る許可」に改め、同条を第27条とする。

第13条の見出しを「（受託者の氏名等の変更の届出）」に改め、同条第1項中「、この規則で定めるもののほか」を削り、同条第2項中「第6号の」を「第6号に掲げる」に改め、同条を第26条とし、第12条の次に次の13条を加える。

（検査役の選任の請求）

第13条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の

選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 検査役の選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類
(受託者の解任の請求)

第14条 委託者又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
(新たな受託者の選任の請求)

第15条 利害関係人は、信託法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第4号に掲げる書類
(信託財産管理命令の請求)

第16条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理命令(信託法第63条第1項に規定する信託財産管理命令をいう。以下この条において同じ。)を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第17条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定による信託法第66条第4項各号に掲げる行為(次項において「保存行為等」という。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任の許可の申請)

第18条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者又は信託財産法人管理人の解任の請求)

第19条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 信託財産管理者の解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第1号中「信託財産管理者」とあるのは「信託財産法人管理人」と、同項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第20条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理命令(信託法第74条第2項に規定する信託財産法人管理命令をいう。以下この条において同じ。)を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

第21条 利害関係人は、信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類
(信託管理人の辞任の許可の申請)

第22条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(信託管理人の解任の請求)

第23条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(新たな信託管理人の選任の請求)

第24条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類
(信託の終了の請求)

第25条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。

別記第8号様式中「(第15条関係)」を「(第28条関係)」に改め、同様式(表)中「信託法」を「公益信託二関スル法律」に、「第69条第1項」を「第4条第1項」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

公益信託二関スル法律抜粋

第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則抜粋
(業務の監督)

第28条 知事は、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び財産の状況を検査させることができる。

2 知事は、法第3条及び第4条第1項の規定により、前項の検査の結果、公益信託の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認められるときは、受託者に対し、財産の供託その他の処分を命ずることができる。

3 第1項の規定により検査をする職員は、別記様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

別記第8号様式を別記様式とする。

別記第9号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。
- 2 北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年北海道規則第69号)の一部を次のように改正する。
別表第3知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成3年北海道規則第50号)の項を次のように改める。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(平成3年北海道規則第50号)	第27条
---	------

北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第92号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成13年北海道規則第123号)の一

部を次のように改正する。

第24条第1号キ中「郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律）」を「郵便局株式会社の営業所（郵便窓口業務の委託等に関する法律）」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「委託事務」を「再委託業務」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第93号

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年北海道規則第144号）の一部を次のように改正する。

第15条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第94号

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項第1号中「小切手又は」を「小切手等（政令第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。以下この号において同じ。）又は」に、「小切手で」を「小切手等で」に、「呈示期間」を「権利行使のため定められた期間」に、「呈示を」を「提示又は支払の請求を」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「規定する小切手」を「掲げる証券」に改め、同条第3項中「第1項第1号に規定する」を削り、同条第4項中「第1項第3号に規定する利札」を「第1項第2号に掲げる証券（利札に限る。）」に、「当該利札」を「当該証券」に改める。

第59条第2項中「銀行」の次に「（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）を除く。以下同じ。）の営業所」を加え、「郵便振替の方法」を「振替払出証書」に、「郵便局」を「郵便局株式会社法（平成17年法

律第100号）第2条第2項に規定する郵便局（郵便貯金銀行を銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第16項に規定する所屬銀行とする同条第14項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。第192条第1項第9号を除き、以下「郵便局」という。）に改める。

第192条第1項第9号中「郵政窓口事務の委託に関する法律」を「郵便窓口業務の委託等に関する法律」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「委託事務」を「再委託業務」に改める。

別記第32号様式その2（第3葉）及び（送金通知書裏面）中「振替貯金局」を「貯金事務センター」に、「振替貯金払出証書」を「振替払出証書」に改める。

附 則

- この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和23年法律第60号）第38条第2項第1号に規定する払出証書及び整備法第2条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和23年法律第59号）第20条第1項に規定する郵便為替証書については、この規則による改正前の北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（以下「改正前の規則」という。）第40条第1項の規定は、なおその効力を有する。
- この規則の施行前に改正前の規則の規定により郵便局を支払場所とする隔地払によることとした支出、支払又は払出しについては、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）の営業所（郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局（郵便貯金銀行を銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第16項に規定する所屬銀行とする同条第14項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。）を含む。）を支払場所とする隔地払によることとした支出、支払又は払出しとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の規則別記第32号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則別記第32号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第95号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成15年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（受託者の辞任の許可の申立て等）

第15条 法第11条の26の規定により知事の権限とされた信託法（平成18年法律第108号）第46条第1項、第57条第2項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）、第58条第4項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）、第62条第4項（同法第129条第1項、第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）、第63条第1項、第64条第6項（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第66条第2項ただし書（同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。）、同条第4項（同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。）、第74条第2項、第123条第4項、第131条第4項、第150条第1項若しくは第165条第1項の規定による申立ては、別記第12号様式の申立書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 信託行為の内容を示す書類
- (3) 信託財産に係る登記事項証明書
- (4) 申立人が利害関係人であるときは、これを証する書類
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類

第27条第2項中「第232条第6項」を「第232条第5項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式（第15条関係）

その1

検査役選任申立書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

住 所
氏 名 ㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

農業協同組合法第11条の26の規定に基づく信託法第46条第1項の規定により、検査役の選任を申し立てます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その2

受託者等辞任許可申立書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

住 所
氏 名 ㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

受託者（信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人、受益者代理人）を辞任したいので、農業協同組合法第11条の26の規定に基づく信託法（（第74条第6項において準用する同法）第70条（第128条第2項、第134条第2項、第141条第2項）において準用する同法）第57条第2項の規定により、申し立てます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その3

受託者等解任申立書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

住 所
氏 名 ㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

農業協同組合法第11条の26の規定に基づく信託法（（第74条第6項において準用する同法）第70条（第128条第2項、第134条第2項、第141条第2項）において準用する同法）第58条第4項の規定により、次の受託者（信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人、受益者代理人）の解任を申し立てます。

記

受託者（信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人、受益者代理人）の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その4

新受託者等選任申立書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

農業協同組合法第11条の26の規定に基づく信託法（第129条第1項（第135条第1項、第142条第1項）において準用する同法）第62条第4項（第123条第4項、第131条第4項）の規定により、新受託者（信託管理人、新信託管理人、信託監督人、新信託監督人、新受益者代理人）の選任を申し立てます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 申立人が利害関係人であるときは、これを証する書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

その5

信託財産管理命令等申立書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

農業協同組合法第11条の26の規定に基づく信託法第63条第1項（第74条第2項）の規定により、信託財産管理者（信託財産法人管理人）による管理を命ずる処分を申し立てます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 利害関係人であることを証する書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

その6

信託財産管理命令等登記抹消囑託申立書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

農業協同組合法第11条の26の規定に基づく信託法（第74条第6項において準用する同法）第64条第6項の規定により、信託財産管理命令（信託財産法人管理命令）の登記の抹消の囑託を申し立てます。

（添付書類）

- 1 理由書

- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その7

信託財産管理者等の権限に係る許可申立書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)

住 所

氏 名



〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

信託財産管理者（受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人）としての権限行使に関し、単独にその職務を行うこととしたい（その職務を分掌することとしたい、信託法第66条第4項各号に掲げる行為の範囲を超える行為をしたい）ので、農業協同組合法第11条の26の規定に基づく信託法（第73条（第74条第6項）において準用する同法）第66条第2項ただし書（第4項）の規定により、申し立てます。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌する許可を申し立てる場合は、すべての信託財産管理者（受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人）が連名で申し立てること。

その8

信託変更申立書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)

住 所

氏 名



〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

農業協同組合法第11条の26の規定に基づく信託法第150条第1項の規定により、次の受託者に係る信託の変更を命ずる処分を申し立てます。

記

受託者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その9

信託終了申立書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)

住 所

氏 名



〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

農業協同組合法第11条の26の規定に基づく信託法第165条第1項の規定により、次の受託者に係る信託の終了を命ずる処分を申し立てます。

記

受託者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第26号様式中「第232条第6項」を「第232条第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第96号

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号を削る。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第97号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第57条の2を削る。

第58条第1項第1号中「小切手又は」を「小切手等（政令第156条第1項第1号に規定する小切手等をいう。以下この号において同じ。）又は」に、「小切手で」を「小切手等で」に、「呈示期間」を「権利の行使のため定められた期間」に、「呈示を」を「提示又は支払の請求を」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「規定する小切手」を「掲げる証券」に改め、同条第3項中「第1項第1号に規定する」を削り、同条第4項中「第1項第3号に規定する利札」を「第1項第2号に掲げる証券（利札に限る。）」に、「当該利札」を「当該証券」に改める。

第60条中「すみやかに」を「速やかに」に、「呈示して」を「提示して」に、「呈示期間又は有効期間」を「権利の行使のため定められた期間」に改める。

第61条中「又は郵便局」を削る。

第97条第2項中「又は郵便局」を「その他の金融機関の営業所等（郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）を銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第16項に規定する所属銀行とする同条第14項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。以下「郵便局」という。）を含む。）」に改める。

という。）を含む。）」に改める。

第115条第1項及び第120条中「銀行」を「銀行その他の金融機関（郵便貯金銀行を除く。）の営業所等」に改める。

第121条第1項中「銀行（）」を「銀行その他の金融機関（）」に改める。

第129条第2項中「又は郵便局」を「その他の金融機関の営業所等（郵便局を含む。）」に改め、同条第3項中「、銀行」を「、銀行その他の金融機関（郵便貯金銀行を除く。）の営業所等」に改め、同条第4項中「郵便局」を「郵便貯金銀行の営業所（郵便局を含む。）」に改める。

第190条の2第1項中「銀行」を「銀行その他の金融機関」に改める。

第294条第2項及び第3項中「又は郵便振替」を削る。

別記様式目次中
「支払通知書（隔地払（郵便局））」
「支払通知書（隔地払（銀行））」
「支払通知書（口座振替払）」
「支払通知書（隔地払（郵便局））」

「支払通知書（隔地払（郵便貯金銀行等））」
「支払通知書（隔地払（郵便貯金銀行以外））」
「支払通知書（口座振替払）」
「支払通知書（隔地払（郵便貯金銀行等））」

第14号様式（表面）中
「北海道会計管理者（地区）」を「北海道会計管理者（札幌地区）」

に、
「取りまとめ郵便局（郵便番号 - ）」を「公金取りまとめ店（郵便番号 - ）」

に、
「北海道会計管理者（地区）」を「北海道会計管理者（札幌地区）」に、
「北海道会計管理者（地区）」

を「北海道会計管理者（札幌地区）」に改め、同様式末尾欄外注1の事項を削り、同注2の事項を同注の事項とする。

第16号様式第1葉及び第2葉中
「加入者名 北海道会計管理者（地区）」を

「加入者名 北海道会計管理者（札幌地区）」に改め、同様式第3葉（表面）中

「 加入者名 北海道会計管理者 (地区) 」 を 「 加入者名 北海道会計管理者(札幌地区) 」

に、 「 取りまとめ 郵便局 (郵便番号) 」 を 「 公 金 取りまとめ店 (郵便番号) 」 に改め、同様式末尾欄外注2の事項を削り、同注3の事項を同注2の事項とする。

第26号様式その2(表面)中 「 郵便局 」 を 「 ゆうちょ銀行本支店等及び郵便局 」 に、「郵便局で」を「ゆうちょ銀行(郵便局)で」に改め、同様式その2(裏面)《注意事項》1中「郵便局」を「ゆうちょ銀行(郵便局)に、「郵便振替払出証書」を「振替払出証書」に改め、同様式その2(裏面)中 「 隔地払(郵便局) 」 を削り、同様式その2末尾欄外注の事項中「郵便局」を「ゆうちょ銀行の本店、支店等及び郵便局」に改め、同様式その3(裏面)中 「 隔地払(郵便局) 」 を削り、同様式その3末尾欄外注1の事項中「銀行」を「ゆうちょ銀行以外の金融機関」に改め、同様式その5中 「 郵便局 」 を 「 ゆうちょ銀行本支店等及び郵便局 」 に、「とおり郵便局」を「とおりゆうちょ銀行(郵便局)」に改め、同様式その5《注意事項》1中「郵便局」を「ゆうちょ銀行(郵便局)」に、「郵便振替払出証書」を「振替払出証書」に改め、同様式その5中 「 隔地払(郵便局) 」 を削り、同様式その5末尾欄外注1の事項中「郵便局」を「ゆうちょ銀行の本店、支店等及び郵便局」に改める。

第29号様式(表面)中 「 北海道会計管理者(地区) 」 を 「 北海道会計管理者(札幌地区) 」

に、 「 取りまとめ 郵便局 (郵便番号 -) 」 を 「 公 金 取りまとめ店 (郵便番号 -) 」 に、 「 北海道会計管理者(地区) 」 を 「 北海道会計管理者(札幌地区) 」 に改め、同様式末尾欄外注1の事項を削り、同注2の事項を同注の事項とする。

第33号様式その2第1葉及び第2葉中 「 郵便局 」 を 「 ゆうちょ銀行本支店等及び郵便局 」 に改め、同様式その2第3葉及び第4葉中 「 郵便局 」 を 「 ゆうちょ銀行本支店等及び郵便局 」 に改め、同様式その2第5葉中 「 郵便局 」 を 「 ゆうちょ銀行本支店等及び郵便局 」 に改める。

第43号様式第1葉中 「 郵便局 」 を 「 ゆうちょ銀行本支店等及び郵便局 」 に改め、同様式第2葉及び第3葉中 「 郵便局 」 を 「 ゆうちょ銀行本支店等及び郵便局 」 に改め、同様式第4葉(表面)中

③ 支払方法が「口座振替払」のとき、又は支払方法が「隔地払」で支払場所が郵便局のときは「委任状」及び「領収証書」の欄を抹消すること。

を

③ 支払方法が「口座振替払」のとき、又は支払方法が「隔地払」で支払場所がゆうちょ銀行本支店等及び郵便局のときは「委任状」及び「領収証書」の欄を抹消すること。

に改め、同様式第4葉（表面）《注意

事項》2中「銀行」の次に「（ゆうちょ銀行を除く。）」を加え、同様式第4葉（表面）中

「郵便局」を

「ゆうちょ銀行本支店等及び郵便局」に改め、同様式第4葉（裏面）《注

意事項》3中「郵便局」を「ゆうちょ銀行（郵便局）」に、「郵便振替払出証書」を「振替払出証書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和23年法律第60号）第38条第2項第1号に規定する払出証書及び整備法第2条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和23年法律第59号）第20条第1項に規定する郵便為替証書については、この規則による改正前の北海道財務規則（以下「改正前の規則」という。）第58条第1項の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行前に改正前の規則の規定により郵便局を支払場所とする隔地払によることとした支出、支払又は払出しについては、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）の営業所（郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局（郵便貯金銀行を銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第16項に規定する所属銀行とする同条第14項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。）を含む。）を支払場所とする隔地払によることとした支出、支払又は払出しとみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定（第26号様式その2及びその5並びに第43号様式第4葉の規定を除く。）に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（第26号様式その2及びその5並びに第43号様式第4葉の規定を除く。）にかかわらず、当分の間、

使用することを妨げない。

5 この規則の施行の際現に改正前の規則第26号様式その2及びその5並びに第43号様式第4葉の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則第26号様式その2及びその5並びに第43号様式第4葉の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

訓

令

北海道訓令第17号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の企画振興部地域振興・計画局市町村課の事項第6項の事務の欄中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改め、同項の部次長及び局長専決事項の欄第1号中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令」を「国有資産等所在市町村交付金法施行令」に改め、「及び市町村納付金の納付」を削り、同表の保健福祉部保健医療局医務薬務課の事項第3項の課長専決事項の欄第2号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第6条第1項の規定

に基づき、法人の合併
又は分割による土地の
掘削の許可を受けた者
の地位の承継を承認す
ること。

(3) 第7条第1項の規定

に基づき、相続による
土地の掘削の許可を受
けた者の地位の承継を
承認すること。

別表第2の保健福祉部保健医療局医務薬務課の事項第3項の課長専決事項の欄に次の2号

を加える。

(5) 第11条第2項において準用する第6条第1項の規定に基づき、法人の合併又は分割による増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。

(6) 第11条第2項において準用する第7条第1項の規定に基づき、相続による増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。

別表第2の農政部農業経営局農業支援課の事項第1項の課長専決事項の欄第3号中「第58条において準用する非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第135条の25第3項」を「第58条第3項」に改め、同事項中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第2の水産林務部林務局林業木材課の事項第1項の部次長及び局長専決事項の欄第2号中「基づき、」の次に「森林組合連合会に係る」を加え、同項の課長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とする。

附 則

この訓令は、平成19年9月28日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の企画振興部地域振興・計画局市町村課の事項の改正規定 平成19年10月1日
- (2) 別表第2の保健福祉部保健医療局医務薬務課の事項の改正規定 平成19年10月20日